



通信販売で、お試し注文のつもりが、定期購入だった！
★★ 通信販売による契約は、慎重に！★★

事例

●新聞広告の**通信販売で健康食品**を注文して、数日後に代金を支払い受け取った。1カ月後に同じ商品が届いたが、請求書も無かったので無料だと思い、飲んでしまった。その後、**6千円の払込用紙とともに、また同じ健康食品が送られてきた。**



アドバイス

- 事例は、通信販売で新聞広告を見て、1回限りの購入を申し込んだつもりが、実は定期購入だったというケースです。
- 「**無料**」「**初回割引**」「**モニター価格**」などのお得な言葉に釣られ、すぐ注文するのは要注意です。
- 商品の**特徴や価格**だけでなく、**購入や返品**の条件、**送られてきた商品に同封された書類**などについても、しっかり確認しましょう！！

トラブルにあわないために！

- ◎通信販売の注文は、必ず契約内容をよく確認してからするようにしましょう。
- ◎少しでも疑問に思ったり不安を感じたりしたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



名古屋市消費生活センター
 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
 <金融商品・高齢者悪質商法110番>
 平日 TEL 052-222-9671
 土・日 TEL 052-222-9690
 * 祝日年末年始を除く
 相談受付時間 午前9時から午後4時15分
 (土・日は電話相談のみ)